

「消費生活相談」とはなんですか？

私たちは消費者として日々の生活の中で、お金を払って衣食住の買い物をし、様々なサービスを受けたりします。つまり「消費生活相談」とは「事業者が提供するモノやサービスを消費者が購入したりすることに関する相談」という意味です。



消費者を守る「クーリング・オフ制度」

ぜったい儲かります



投資商法



点検商法



訪問販売

消防署の方から来ました



かたり商法

消費生活の中では上記のような業者と様々な契約を行うことがあり、時には思いもよらぬトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

そのため、特定の取引に限って契約を解除できるクーリング・オフ制度が設けられました。つまり、いったん申し込みや契約をしてしまった後でも、冷静に考え直して「契約をやめたい」と思ったとき、一定期間であれば無条件で契約を解除することができます。

詳しいことは消費者センターもしくは、市民生活課相談窓口にご相談ください。



<クーリング・オフ通知記載例>

通 知 書

次の契約を解除することを通知します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日
 商 品 名 〇〇〇
 契 約 金 額 〇〇円
 販 売 会 社 株式会社〇〇〇 〇〇営業所
 担当者〇〇〇

クレジット会社 〇〇〇株式会社
 支払った代金〇〇円を返金し、商品を
 引き取って下さい。

平成〇年〇月〇日
 氏名〇〇〇

今回は高齢者の被害が多いこともあり、国民生活センターに寄せられた事例を次項に紹介し、注意喚起を呼び掛けたいと思います。